

Q 仮眠時間は労働時間ですか

A 仮眠時間は原則として労働時間ではありませんが、仮眠中に使用者の指示により即時に業務に従事することが求められ、労働から離れることが保障されていなければ、使用者の指揮命令下に置かれているものとして労働時間に該当します。

例えば、施設警備員について、仮眠時間中に十分な交代要員が確保されておらず、仮眠を取っている間に非常事態が発生した場合には即時に対応することが求められているような場合は労働時間となります。